

## 第 18 号議案

ギャラリーかめおかに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
ギャラリーかめおか
- 2 指定管理者となる団体の名称  
公益財団法人 生涯学習かめおか財団
- 3 指定の期間  
平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで